

にほんばし

かわら版

「外桜田弁慶堀桃町」

桜田門から桃町（麹町）付近の江戸城内堀を鳥瞰（ちょうかん）で描いた一枚。今は「桜田堀」として知られる桜田門から半蔵門にかけての内堀は、当時は「弁慶堀」と呼ばれていた。江戸城の築城で活躍した京の大工・弁慶小左衛門に由来するという。



広重「名所江戸百景」共同通信刊



公益社団法人 日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

- ①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
- ②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
- ③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
- ④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

目 次

第11回通常総会を開催	3
備えないと大変です！ 令和5年10月1日導入の 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」 その内容と対処ポイントをわかりやすく解説します。	5
税務調査は詰めで決まる ～実践税務調査～	9
寝酒の良しあしを検証し、快適な睡眠を得ましょう！	10
日本橋らんちのためのうまいものめぐり 「JACK37BURGER」	11
日本橋税務署からのお知らせ	12
中央都税事務所からのお知らせ	14
中央区税務課からのお知らせ	15
中央区環境課からのお知らせ	16
税金クイズ	17
法人会今後の予定・編集後記	18



公益社団法人日本橋法人会

第11回通常総会を開催

去る、6月9日(木)13時30分より第11回通常総会が日本橋公会堂に於いて開催されました。

宮城副会長による開会の辞、三田会長の挨拶に続き、定足数の報告があり、会員数2,877社中、出席数1,651社(委任状含む)として本総会が適法に成立していることを報告し、定款第14条により三田会長を議長として各議案の審議に入り、いずれも原案通り満場一致で可決されました。

議事終了後、石井日本橋税務署長よりご祝辞を頂戴し、相川副会長の閉会の辞をもって終了しました。

引き続き、第2部として石井日本橋税務署長を講師にお迎えし、「デジタル課税導入の背景 ～インターネット広告の変遷と外国法人課税～」と題して講演会を開催し、盛会裏に終了しました。

第一部 通常総会風景



三田会長のご挨拶



開会の辞を述べる宮城副会長



議長を務める三田会長



松本総務委員長による2021年度事業報告



八代副会長による2021年度決算報告



村田監事による監査報告



石井日本橋税務署長に祝辞を賜る



閉会の辞を述べる相川副会長

第二部 講演会風景



講師：石井 徹日本橋税務署長



講演会風景



※発言時以外はマスク着用を徹底しております。

備えないと大変です！

令和5年10月1日導入の 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」 その内容と対処ポイントをわかりやすく解説します。

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」がスタートします。最近ではあちこちのメディアで取り上げられ、その名称は浸透してきた感があります。事業者に影響大と言われるこの制度ですが、企業の経理改革ともいわれる「電子帳簿保存法」（以下、電帳法）との関連性も含めて、わかりやすく解説いたします。

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の概要（何が変わるのか？）

ご存じのように消費税の納税額は次のように計算されます。

$$\text{消費税納税額} = \text{課税売上により預かった消費税} - \text{課税仕入れにより支払った消費税}$$

今回のインボイス制度では、上記消費税納税額の算式中の課税仕入れにより支払った消費税（以下、仕入税額控除）を行える要件が変わります。大きなポイントは以下の通りです。

- ① 仕入税額控除は適格請求書等（以下、インボイス）を保存することにより受けることができる。
- ② 適格請求書等（インボイス）の発行は、登録番号をもらった課税事業者（消費税を税務署に納めている業者）だけができる。

※インボイスとは仕入先が消費税を納税した証明書類のことで、一般的には請求書がこれにあたります。

平成31年10月1日に軽減税率が導入されて以来、仕入税額控除には「区分記載請求書等保存方式」が採用されてきました。そのため、一定の要件を満たした帳簿及び請求書等の保存があれば、免税事業者が発行した請求書なども仕入税額控除の対象になりました。

しかし、インボイス制度においては、インボイスが無いものは仕入税額控除ができません。従って免税事業者はインボイスの発行が出来ないため、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができなくなります。ただし、令和11年9月30日まではインボイスのない事業者からの仕入れについても一定割合の控除が認められます（令和8年9月30日までは80%、令和11年9月30日までは50%の控除）。

一方、課税事業者においてもインボイス発行のためには、適格請求書発行事業者への登録が必要になります。



登録が済むと「登録番号」が付与され、この登録番号をインボイスに記載しなければならないのです。

インボイスには指定の様式はありませんが、記載要件は定められています。それは、

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

となっています。この要件を満たさない請求書等はインボイスと認められず、仕入税額控除ができなくなります。

ただし、小売業、飲食店業、タクシー業などは、インボイスに代えて「適格簡易請求書」で良いともされています。この場合、「上記⑥の省略」、「上記④の適用税率または⑤の税率ごとに区分した消費税額等のどちらか一方の省略」が可能です。さらに、事業の性質上、インボイスの発行が困難なケースもあり、以下の取引では交付義務が免除されます。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品などの販売
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

以上がインボイス制度の概要ですが、勝手に未登録の登録番号を記載するなどした場合は、適格請求書類似書類に該当し、罰則の対象になりますのでご注意ください。

インボイス制度への対応はなぜ必要なのか（対応しないとどうなる！）

インボイス制度が導入されますと、インボイスの保存がないと仕入税額控除が受けられなくなってしまいます。これは事業者にとっては、利益や資金繰りに影響を与える大変なことです。売り手側の事業者は、買い手側の課税事業者からインボイス発行を求められた場合、交付する義務があります。出来ない取引から除外されたり、値引きを要求されたりすることが考えられます。

特に免税事業者はインボイスを発行できないわけですから、この傾向が顕著になると予想できます。例えば「あなたに消費税を含んだ代金を支払っているのに、その消費税部分をお客様から預かった消費税から引くことが出来ない。あなたと同じような商品を扱っているあの人はひょっとしたらインボイスを発行できるかもしれないから、そっちの方に移ろうかな。それともあなたに支払う代金については消費税部分を値引いてもらえないか」ともなりかねません。それを防止し免税事業者がインボイスを発行するためには、まず課税事業者としての登録が必要になります。その後、適格請求書等事業者登録を行うことで初めてインボイスの発行が可能となります。



ただし、インボイスを必要とするのは仕入税額控除を受けようとする課税事業者ですから、一般消費者を買い手としている一般商店などではインボイス発行を要求されることはないでしょう。つまり、無理に免税事業者から課税事業者になる必要はないですし、課税事業者だからといって適格請求書発行事業者へ登録する必要もないという事になります。自社の販売先、取引先が誰なのかを棚卸し、最適な対応を検討することをお勧めします。

適切な対処法とスケジュールとは？（いつ、どうすればよいのか）

冒頭で、インボイス制度の導入は令和5年10月1日と書きました。しかし導入時に間に合わせるには、下記の「適格請求書等発行事業者」登録を令和5年3月31日までに申請する必要がありますので、早めにしっかり準備することをお勧めします。

基本的な対応として、次のようなものがあげられます。

1. 現在免税事業者の場合

- ① 自社の取引状況の棚卸を行い、インボイスの発行が必要かを判断する。

インボイスの発行が必要なら、「課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となる。

その場合は消費税を計算し、本則課税か簡易課税のどちらが良いかシミュレーションしてみる。簡易課税が良い場合は「簡易課税制度選択届出書」を提出する。

- ② 「適格請求書等発行事業者」登録申請を行う。

令和5年10月1日のインボイス制度導入と同時に適格請求書発行事業者になろうとする場合は、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。

- ③ 要件を満たす自社のインボイス様式を定め準備する。

2. 課税事業者の場合

- ① 自社の取引状況の棚卸を行い、インボイスの発行が必要かを判断する。

- ② インボイスの発行が必要ならば「適格請求書等発行事業者」登録申請を行う。

令和3年10月1日より受付は開始されています。令和5年10月1日から登録を受けるためには令和5年3月31日までに申請する必要があります。なお、申請が困難な理由があると認められれば令和5年9月30日まで延長されます。

- ③ 要件を満たす自社のインボイスの様式を定め準備する

他にもいろいろなケースが考えられますが、基本的なものをあげておきます。

文章中「棚卸」とは確認の事です。

インボイス制度と共に電子帳簿保存法対応も一緒に考えておくべき！

インボイス制度への対応を考える時、同時に検討しておくべきは大幅に改正され、令和4年1月1日から施行されている「電子帳簿保存法」です。

インボイス制度は消費税に関する法律ですが、「電子帳簿保存法」は法人税と所得税に関する法律です。内容は「一定の要件のもとに帳簿書類の電子データによる保存を認

める法律(以下「保存法」)」と「電子取引情報の保存義務を定めた法律(以下「電子データ保存の義務化」)」の二本柱で構成されています。

保存法は①電子的に作成した書類をデータのまま保存する電子帳簿等保存、②紙で受領・作成した書類を画像データで保存するスキャナ保存、③電子的に受領した取引情報をデータで保存する電子取引の3種類に区分されています。

そして、電子データ保存の義務化は令和6年1月1日から必須となり電子取引に該当する電子データは、電子取引の保存要件に従った電子データでの保存が必要となります。今回のインボイスも電子取引となることが想定され、例えばファックスで発注書を受け取った場合、今は紙で保存しておけば問題ないのですが、令和6年1月1日からは電子保存しないとダメになります。

そこで、今から「電子取引」の“棚卸”をすることをお薦めします。つまり、インボイス制度への対応を請求書作成業務のデジタル化をもって進めていくことが重要なポイントとなります。そこで、今から「電子取引」の“棚卸”をすることをお薦めします。つまり、インボイス制度への対応を請求書作成業務のデジタル化をもって進めていくことが重要なポイントとなります。

システムの見直しはこれからしっかりと検討しましょう！

電子取引は電子で保存することが義務化されますが、新たな支出を求めるものではありません。

パソコンをお持ちであればエクセルを使った検索簿で電子データを検索出来ればOKですし、電子データの改ざん防止措置については事務処理規定を用意しておけば大丈夫です。消費税のインボイスについては電子データでも紙でも保存はできますが、今後の電子化に備える意味でもスタート前に徐々に準備をしていけばよいと思います。

私は今回の電帳法の改正は「性悪説」から「性善説」へという真逆の改正であると思っています。改正前の「悪いことをする人がいるから仮装隠ぺいできないようにしよう」という建付けから、「みんな良い人だから仮装隠ぺいはそもそも起こらない」が前提となり法律改正がされたように思えます。性善説前提なのですから、万が一法律違反の事態が起こった場合には重加算税に10%上乘せの重い罰則規定が定められたのだと思います。

まとめ

以上、インボイス制度と電子帳簿保存法について解説しましたが、その対応方法は事業者の置かれた状況によって異なってきます。また、対応すべき内容も多岐に渡ると想像できます。企業として、今から何をどう準備すれば良いのか、そのためのアドバイスを誰に求めるか、必要なシステムがあるかなど、まずは顧問税理士に相談して指導を仰ぐことをお勧めします。

筆者紹介

さくら中央税理士法人 代表税理士 安田信彦
(東京税理士会日本橋支部所属)
毎月開催している事務所見学会では全国から参加する
税理士・経営者に対して業務効率化のノウハウを提供しています。
<http://ysd21.com>



税務調査は詰めで決まる

～実践税務調査～

税理士 牧野義博

ある現金商売の法人の現況調査で代表者個人名義の預金通帳が出てきました。毎日、一定のラウンド数字(1万円とか5万円のように切りのよい数字)での現金入金があり、貯まると出金されていました。どうも売上金の中から一定金額をつまんで抜いているように想定されますが、売上を抜いているという証拠が捕捉できていません。また、この通帳の入金は振込みや小切手入金といった記号等がついていませんので、誰からの入金かも特定できませんでした。ATMから入金されていますが、その都度ATMの場所が動いており、店舗の近くや代表者の住所地とは限らないのです。さあ、皆さんが調査官ならどうしますか？



これだけの条件では売上除外の推定はできますが、認定をすることはできません。なぜなら現金には色がついていませんので、相手先はもとより損益科目の入金かどうか特定できないからです。私が代表者なら、「日頃から会社や知人に金銭の融通をしており、その返済金が入金されているだけなので、何か問題でもありますか」と回答しますね。会社からの借入金の返済であれば、金銭出納帳にその日の返済金額が代表者名義の入金額より多くなければつじつまが合いませんね。代表者にいわゆる時貸しの原始記録(メモ類)の提示を求めたり、個人の収入状況から時貸しの原資を説明してもらうことから始める必要があります。仮に、原始記録が残っていない場合や物理的に個人の資産から貸せるだけのものが無かった場合でも、売上除外での否認は難しいでしょう。

もう一つの事例として、同じく代表者名義の預金に取引先からの振込入金があったことから、調査官は振込先に反面調査を行った結果、売上除外であることが判明しました。この売上除外の相手科目は何になるのでしょうか？

この預金は個人の公共料金の支払やローンの返済等の生活費も含まれています。従って、普通預金として会社に受け入れることはできません。この売上除外分はすでに費消されていますので、原則的には代表者への報酬、つまり認定賞与として法人税の他に源泉所得税が課税されます。ここで代表者から売上除外分について、分割で必ず会社に返済するから、貸付金処理にしてほしいという嘆願があった場合にどうするかです。

ここからは国税当局の裁量になりますが、過去において不正行為を行っていないか、あるいは金銭的に返済が可能なものなのか等を総合勘案して判断するものと思われます。仮に代表者への貸付金処理とした場合には、法人と代表者の間で金銭消費貸借契約書の締結と、振替伝票を作成し、具体的な返済計画を提出すれば認められることになります。この場合、貸付金に対する利息相当分については認定報酬となりますので源泉所得税が課税されます。

なお、途中で不履行が生じた場合には改めて認定賞与となりますので注意が必要です。

【筆者紹介】

牧野 義博
(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

寝酒の良しあしを検証し、 快適な自然の睡眠を得ましょう

医療ジャーナリスト 大谷克弥

最近、友人たちと会食をすると「寝酒をしているか、どうか」という話題が多くなりました。結論から言うと、「寝酒をしている」という人がほとんどです。と言って、全員が酒好きなのではありません。お分かりでしょうが、酒の力を借りて眠りたいのです。いや、酒を飲まないで眠れないのです。「睡眠酒」と断じていいでしょうね。



アルコールを飲むと眠くなるのには、科学的な理由があります。全ての人がそうではありませんが、酒を飲むと血中のアルコール濃度が高まり、血管が拡張し、体温が下がるので、一種の麻酔作用が起きるのです。そうです、眠くなるのは、アルコールというよりは、麻酔のせいだと受け止めるべきなのです。

さて以上を踏まえて、寝酒は体に良いか悪いかを考えましょう。確かにかなり多くの人は短時間で眠くなりますから、ちょっとでも寝たい人には効果があると言えます。ただし、眠くなるのは麻酔に等しいものの仕業なのですから、血中のアルコール濃度が低くなるにつれて、覚醒作用が起き、眠りはどんどん浅くなっていきます。

■ 家族に嫌われるのは、夜中の頻繁なトイレ通い

ここからがポイントになるのですが、睡眠とは脳を休ませることですから、熟睡すると翌日は快調のはずです。ところが、浅い眠りが続くと逆効果になります。もっと眠ろうとして、飲酒量は次第に増えます。しかもアルコールは体内の水分を奪うので、喉が渇いて水をガブ飲みして、夜中に何度も起きるトイレ通いが始まります。いい加減にしろと家族から嫌われ、「押し入れで寝て、そこで用も足せ」などと人間扱いされない...なんてことも、あるようです。

このような寝酒を推奨する専門医はまずいませんが、夜に飲む酒で寛大なのがひとつあります。それは晩酌。昭和のテレビドラマで見たことがあるような、一家の和やかな風景が浮かんできませんか。日が陰り、周辺の喧噪も静まってきた夕飯時。ご亭主の大好きなつまみを作って帰りを待っていたお内儀が、「あなた、お疲れさま。一杯どうぞ」と差し出す徳利の優雅なこと。嬉しくなったご亭主は、ふんわり眉毛になって「君もどうぞ」とさかずきを渡し、夜は更けていきます。

■ 就寝の4時間前に酒を断つのも健康の秘訣

専門医が寝酒より晩酌を勧めるのは、適量のお酒で、つまみを口に入れ、その後に味噌汁、ご飯からデザートも食べるからです。もうひとつ大事なことがあります。それは晩酌をしてすぐに寝る人はまずいないからです。専門医は就寝の4時間前に酒を断つよう求めています。晩酌をして眠たくなれば、入浴して眠気を覚ますこと。こうしたわずかな気配りが、健康を守る知恵で、長生きに直結します。

【筆者紹介】

大谷 克弥
(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載『医療ルネサンス』を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

日本橋らんちのためのうまいものめぐり

JACK37BURGER

HOMEMADE BURGERS



日本橋小伝馬町の裏路地にひっそりと佇むお店 **JACK37BURGER**。

店主は本郷の老舗 **fire house** で4年間修行した小木野 正幸氏。

小木野氏が新婚旅行で訪問したバリ島で出会ったインドネシアの旨辛調味料、サンバルソースをハンバーガーに馴染むようアレンジしたバリネスバーガーシリーズが最大の売り。

オーストラリア産牛肉のチャックロールをブロック肉からハンドチョップしたパティ、新宿の名店峰屋に特注したフランス粉を入れた天然酵母のパンズを見事にまとめ上げるサンバルソースをハンバーガーとして味わっていただけます！

JACK37



HOMEMADE BURGERS

☎ 03-6884-1541

WWW.JACK37BURGER.COM

OPENING HOUR

WED-MON 11:30-L.O 20:30

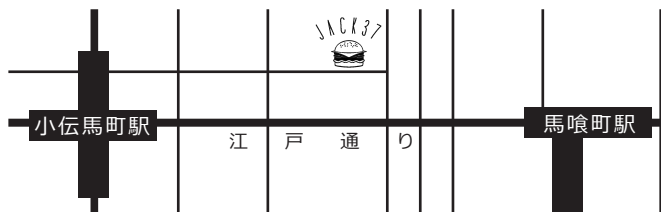
TUE CLOSED

HOLIDAY 11:30-L.O 20:30

中央区日本橋小伝馬町16-16

T&F / 03-6884-1541

Jack37Burger@gmail.com



- 日比谷線 小伝馬町駅
4番出口より徒歩4分
- 都営新宿線 馬喰町駅
A出口より徒歩5分
- JR横須賀線・総武快速線
馬喰町駅 西口2番出口
より徒歩4分



<インボイス制度> 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入



e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。

マイナンバーカード
の取得申請



<登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。

登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。



(国税庁 法人番号7000012050002)

e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(WEB版\)ver.）](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト\(SP版\)ver.）](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！

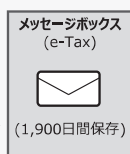
<事業者>



① 登録申請データをe-Tax で送信（登録通知もe-Tax で受け取ることを希望）

登録通知データの格納を
メール(注)でお知らせ

③ 登録通知データの確認



② 税務署における処理後、登録通知データ
を送信（メッセージボックスに格納）

<税務署>



④ 登録通知データを送信

<取引先>



受け取った登録通知データの
真正性の確認をすることも可能
（e-Tax ソフト等を利用）

<インボイス制度導入後>



受け取った適格請求書（インボイス）
に記載された登録番号が有効かどうか
「公表サイト」で確認可能

適格請求書
発行事業者
公表サイト

(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

（ナビダイヤル（有料））

【受付時間】 9:00～17:00

（土日祝及び年末年始を除く。）

※ 1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※ 2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

（無料）

【受付時間】（平 日） 9:30～20:00

（土日祝） 9:30～17:30

（年末年始
を除く。）

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

（無料）

【受付時間】 9:00～17:00

（土日祝及び年末年始を除く。）

（令和3年7月）

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3 年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED 照明器具、LED 誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和 8 年 3 月 30 日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和 7 年 12 月 31 日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 中央都税事務所 法人事業税課・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

個人住民税額（特別区民税・都民税）の試算がインターネットでできる

「個人住民税額シミュレーション」 をご利用ください!!

◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネット上に表示されるフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容や、そのほかの所得、控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和4年度または令和3年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異なる可能性があります。試算額はあくまでも参考としてご利用ください。

◆アクセス方法

「中央区ホームページ」（トップページ⇒暮らし・手続き⇒税金⇒住民税⇒個人住民税額シミュレーション）

URL

<https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/zyuminzei/simulation.html>

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



◆お問い合わせ先

中央区総務部税務課課税係 TEL 03-3546-5270



一緒に取り組んでみませんか？ 事業所でできる地球温暖化対策！



自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度

中央区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出を抑制するため、省エネ機器などの導入費を一部助成し普及を進めています。

助成制度の概要	
申請受付	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※予算が無くなり次第、受付を終了します。
助成対象者	区内に事業所を有する中小企業者、個人事業主など
対象機器	・太陽光発電システム・蓄電システム・エネファーム・エアコン ディショナー・LEDランプ・屋上屋根用高反射率塗料・窓用日射 調整フィルム・窓用コーティング材・その他の省エネルギー機器
助成額	①一般助成 導入費の20%(上限:20万円) ※太陽光発電システム、蓄電システムを除く。 ②中央エコアクトの認証を取得している場合 導入費の50%(上限:40万円) ※太陽光発電システム、蓄電システムを除く。
注意事項	自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度は事前 申請です。機器等の設置工事前に申請してください。

事業所用中央エコアクト(二酸化炭素排出抑制システム)

中央エコアクトとは、各事業所の状況に合わせた環境活動を実施することで、二酸化炭素排出量を減らすとともに光熱費などの事業コスト削減が期待できる制度です。

制度の概要	
認証特典	①自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度での 上乗せ助成 ②商工業融資における優遇利率の適用 ③区発注工事案件入札時の評価点の加算 ④環境配慮事業所として区のホームページなどへの掲載
取組内容	過去のエネルギー使用量から二酸化炭素排出量削減計画を立て、目標達成に向けた環境活動や従業員への環境教育を実践します。
環境活動例	・昼休み消灯、照明の間引き・屋上、壁面の緑化を実施する ・アイドリング・ストップを徹底するなど
環境教育例	・省エネポスターを作成・掲示し、省エネ活動の具体的な取り組み方法等を周知する・省エネ講習会などに参加するなど

詳しくは、中央区HP:(ホーム>まちづくり・環境>環境政策>温暖化対策)をご覧ください。

【お問い合わせ】 中央区環境土木部環境課 TEL:03-3546-5628

東京都中央区 温暖化対策

検索



助成金



中央エコアクト

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

< 応募方法 >

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「夏季号(第247号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3 6 6 3) 3 3 0 7

締切日

2022年 8月 31日

(当日消印有効)

発表

秋季号(第248号)当会報誌上

(2022年 9月末発行)

(問) 令和5年10月1日から実施される適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する説明として誤っているものは以下の①～③のうちどれになるのでしょうか?

- ① 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりません。
- ② 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- ③ 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しています。令和5年10月から、納品書に税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになります。

春季号税金クイズ(246号掲載)の解答

春季号(第246号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③

(適格請求書の様式は、法令及び通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当する。)

- ① 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、この登録は課税事業者が受けることができます。なお、免税事業者が登録を受けた場合は、適格請求書を交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要になります。
- ② 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。
- ③ 適格請求書の様式は、法令及び通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。適格請求書に必要な記載事項は、①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称です。

抽選結果発表

当会報春季号(246)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方が当選されました。おめでとうございます。

小川 真依

川崎 新

栗原 篤

住岡龍太郎

高城 莉子

高島 彩子

花嶋 桃子

水越 玲子

森 隼人

横田千代子

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

夏季号(第247号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____

氏 名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ

法人会
消費税期限内納付
推進運動

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行 事 内 容	会 場	開始時刻
令和4年 7月13日(水)	特別講演会 「新型コロナウイルス感染症対策のメンタルケアと ストレスに負けない脳のマネージメント」 講師:心療内科 本郷赤門クリニック院長・医学博士 吉田たかよし 氏	日本橋公会堂	13:30～15:00
令和4年 7月20日(水)	終 活 セミナー	法人会研修室	13:00～14:00
令和4年 7月28日(木)	7月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和4年 8月 9日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和4年 8月10日(水)	経営者セミナー「真の資産保全 ～資金シフトへの挑戦～」	銀座プロッサム	13:30～15:00
令和4年 8月25日(木)	8月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和4年 9月 7日(水)～ 令和4年11月10日(木)	日商簿記検定 3 級 講座 (全16回)	法人会研修室	13:30～15:30
令和4年 9月 8日(木)	改正税法説明会	日本橋公会堂	13:30～15:30
令和4年 9月16日(金)	2022年度 社員フォローアップ研修	スペースまる八	13:00～17:00
令和4年 9月16日(金)	9月決算法人説明会	東実健保会館	13:30～16:00
令和4年 9月20日(火)	救命講習会	日本橋消防署6階	午前の部 9:00～12:00 午後の部13:00～16:00
令和4年 9月26日(月)	インボイス制度講座	スペースまる八	13:30～16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ごらんください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索

編集後記

「にほんばしかわら版」夏季号(第247号)をお届けします。巻頭に第11回通常総会の模様を掲載しています。第2部の講演「デジタル課税導入の背景～インターネット広告の変遷と外国人課税について～」では、石井日本橋税務署長よりデジタル課税について専門的な内容をわかりやすくご説明いただきました。

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。特集ではその内容と対応ポイントについて詳しく解説しています。現在の消費税仕入税額控除方式のインボイス制度への移行は事業者には大きな改正点ですので、電子帳簿保存法との関連性も含めて内容を正しく理解・検討し、対応のための準備を進める必要があります。まずはしっかりと読みください。

ランチの紹介は「JACK37BURGER」です。こだわりの原材料とバリ島由来のサンバルソースのオリジナルな味わい。ぜひ一度お試しを。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせも大切な内容ですので、必ずお目通しをお願いします。

ウクライナ情勢悪化による原油・原材料価格の高騰、急激な円安等、さまざまな要因による物価上昇が人々の生活や経済活動に影響を及ぼしています。これからの物価上昇社会にどのように対処していくのか、このことが私たちの大きな課題になると思います。

会員企業、読者の皆様のご健勝とご発展を心よりご祈念いたします。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和4年夏季号

第247号(通巻290号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電 話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会 長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介